

平成 30 年度入学者選抜方法等の変更について（予告）

医学部（医学科）

医学科では、推薦入試Ⅱ（センター試験を課す）について、次のとおり変更を予定しています。

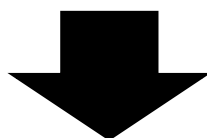
●特別枠の出願要件変更

- ①緊急医師確保対策枠（募集人員 5 名以内）【注】
- ②地域医療再生枠（山口県枠）（募集人員 9 名以内）
- ③地域医療再生枠（鳥取県枠）（募集人員 1 名以内）

【変更前】

学部・学科等	要件
医学部 医学科	<p>(1) 全国枠の志願者は、高等学校を平成 30 年 3 月に卒業見込みの者（平成 29 年度中に高等学校の卒業を認められた者を含む。）で、調査書の学習成績概評が(A)又は A に属する者のうち、学習成績、人物ともに優れ、高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。</p> <p>(2) 地域枠の志願者は、上記(1)に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 山口県内の高等学校を卒業見込みの者 ② 山口県以外の高等学校を卒業見込みの者のうち、出願時において山口県内に 3 年以上継続して在住する※保護者を有する者（入学手続き時に、住民票あるいは戸籍の附票で確認します。）のいずれかに該当し、卒業後、山口県内の医療機関等において、医療の発展に貢献する強い意志のある者。 <p>(3) 特別枠の志願者は、以下の者としします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急医師確保対策枠の志願者は、高等学校を平成 29 年 3 月以降に卒業した者又は平成 30 年 3 月に卒業見込みの者で、学習成績、人物ともに優れ、卒業後、山口県内の医療機関等において、過疎地域を含めた医療の発展に貢献する強い意志のある者として高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。 緊急医師確保対策枠の入学者には山口県から「山口県医師修学資金（緊急医師確保対策枠）」が貸与されます。 ② 地域医療再生枠（山口県枠）の志願者は、高等学校を平成 29 年 3 月以降に卒業した者又は平成 30 年 3 月に卒業見込みの者で、学習成績、人物ともに優れ、卒業後、山口県内の医療機関等において、医療の発展に貢献する強い意志のある者として高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。 地域医療再生枠（山口県枠）の入学者には山口県から「山口県医師修学資金（地域医療再生枠）」が貸与されます。 ③ 地域医療再生枠（鳥取県枠）の志願者は、鳥取県内の高等学校を平成 29 年 3 月以降に卒業した者又は平成 30 年 3 月に卒業見込みの者で、学習成績、人物ともに優れ、卒業後、鳥取県内の医療機関等において、医療の発展に貢献する強い意志のある者として高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。 地域医療再生枠（鳥取県枠）の入学者には鳥取県から「鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金」が貸与されます。

※保護者について 本学における保護者の定義は下記のとおりとする。（学校教育法から引用）
子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは未成年後見人をいう。



次ページへ

【変更後】

学部・学科等	要件
医学部 医学科	<p>(1) 全国枠の志願者は、高等学校を平成30年3月に卒業見込みの者（平成29年度中に高等学校の卒業を認められた者を含む。）で、調査書の学習成績概評が④又はAに属する者のうち、学習成績、人物ともに優れ、高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。</p> <p>(2) 地域枠の志願者は、上記(1)に加え、</p> <p>① 山口県内の高等学校を卒業見込みの者</p> <p>② 山口県以外の高等学校を卒業見込みの者のうち、出願時において山口県内に3年以上継続して在住する※保護者を有する者（入学手続き時に、住民票あるいは戸籍の附票で確認します。） のいずれかに該当し、卒業後、山口県内の医療機関等において、医療の発展に貢献する強い意志のある者。</p> <p>(3) 特別枠の志願者は、以下の者としします。</p> <p>① 緊急医師確保対策枠の志願者は、 i) 山口県内の高等学校を平成28年3月以降に卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 ii) 山口県以外の高等学校を平成28年3月以降に卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者のうち、出願時において山口県内に3年以上継続して在住する※保護者を有する者（入学手続き時に、住民票あるいは戸籍の附票で確認します。） のいずれかに該当し、学習成績、人物ともに優れ、卒業後、山口県内の医療機関等において、過疎地域を含めた医療の発展に貢献する強い意志のある者として高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。 緊急医師確保対策枠の入学者には山口県から「山口県医師修学資金（緊急医師確保対策枠）」が貸与されます。</p> <p>② 地域医療再生枠（山口県枠）の志願者は、 i) 山口県内の高等学校を平成28年3月以降に卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者 ii) 山口県以外の高等学校を平成28年3月以降に卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者のうち、出願時において山口県内に3年以上継続して在住する※保護者を有する者（入学手続き時に、住民票あるいは戸籍の附票で確認します。） のいずれかに該当し、学習成績、人物ともに優れ、卒業後、山口県内の医療機関等において、医療の発展に貢献する強い意志のある者として高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。 地域医療再生枠（山口県枠）の入学者には山口県から「山口県医師修学資金（地域医療再生枠）」が貸与されます。</p> <p>③ 地域医療再生枠（鳥取県枠）の志願者は、鳥取県内の高等学校を平成28年3月以降に卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者で、学習成績、人物ともに優れ、卒業後、鳥取県内の医療機関等において、医療の発展に貢献する強い意志のある者として高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。 地域医療再生枠（鳥取県枠）の入学者には鳥取県から「鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金」が貸与されます。</p>

※保護者について 本学における保護者の定義は下記のとおりとする。（学校教育法から引用）
 子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは未成年後見人をいう。

【注】緊急医師確保対策枠（募集人員5名以内）は、国の施策に基づく平成21年度から平成29年度までの暫定措置によるものです。現在、文部科学省に延長申請中のため、あくまで予定であり変更があります。詳細は、秋以降ホームページ又は平成30年度推薦入試学生募集要項でご確認ください。